



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 74, 2026 年 8 月～9 月)

※本資料において示されている見解は、執筆者の私見であり、合同会社デロイト トーマツの公式見解ではありません。

保険セクターの国際的な規制の動向（2026 年 8 月～9 月）

内容

A: 瑞 FINMA、量子コンピューティングにかかるガイダンスを公表（7 月 9 日）	3
B: ESAs、金融機関に対してサイバー・リスクの強化を要請（7 月 31 日）	4
C: 豪 ASIC、自動車保険の保険料にかかるレポートを公表（8 月 11 日）	5
D: 星 MAS、金融機関のカルチャーの変革にかかる監督上の期待を公表（8 月 12 日）	6
E: バミューダ BMA、AI の利用にかかるガイダンス（案）を公表（8 月 14 日）	8
F: 豪 APRA、2026～2027 年の優先課題を公表（8 月 20 日）	10
G: バミューダ BMA、保険グループの監督にかかる規制の強化を提案（8 月 21 日）	11
H: EC、EIOPA に対して改正保険募集指令にかかる助言を要請（8 月 24 日）	12
I: EBA、オペレーショナル・リスクにかかる監督基準（案）を公表（8 月 26 日）	14

A: 瑞 FINMA、量子コンピューティングにかかるガイダンスを公表（7月9日）

- スイス金融市場監督機構（FINMA）は、量子コンピューティングにかかるガイダンスを公表した。同ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

背景	- FINMAは、2025年11月～2026年1月にかけて、60社の金融機関（銀行、保険会社、資産運用会社、金融市場インフラ等）を対象として、量子コンピューティングがもたらす機会とリスクに関する調査を実施した。 - その結果、スイスの金融機関は、量子コンピュータによってもたらされるサイバー・リスクを認識しているものの、耐量子計算機暗号への移行に向けては、依然として初期的な段階にあることが判明した。例えば、調査対象のうち8%の金融機関のみが、耐量子計算機暗号の導入に向けたロードマップを作成している状況である。
FINMAの提言 (ガイダンス)	- 戦略とロードマップ - 金融機関は、遅くとも2027年半ばまでに、耐量子計算機暗号への移行に向けたロードマップを策定すべきである。 - 金融機関の取締役会は、耐量子計算機暗号への移行に向けた戦略を採択し、取り組みを進めるべきである。特に、重要なビジネス・プロセスについては、その完全な移行のための期限を定めることが望ましい。 - リスクの分析と棚卸し - 金融機関は、使用されている暗号化、署名および認証の技術を特定するため、すべてのビジネス・プロセスを詳細に分析し、それらの技術の包括的なリストを作成すべきである。 - 重要なデータ - 金融機関は、重要なデータの保護の要件を特定し、分析することが望ましい。その際、ハーベスト攻撃（harvest now, decrypt later attack）のリスクを勘案すべきである。 - 暗号のアジリティ - 調達もしくは開発するICTシステムやアプリケーションについて、暗号のアジリティがその要件とされるべきである。 - 外部のサービス・プロバイダー - 暗号のアジリティは、ソフトウェアやデータに関連する、すべての新たな外部委託の取決めにおいて前提条件とされるべきである。既存の外部委託の取決めについては、暗号のアジリティを早期に要件とすべきである。

インプリケーション：耐量子計算機暗号への対応については国際的にも様々な検討が行われている。例えば、G7サイバー・エキスパート・グループは2026年1月、「金融セクターにおける耐量子計算機暗号への移行に向けた協調的なロードマップの推進に関するステートメント」を公表し、2029年を目途に量子耐性のある暗号への移行に向けたリスク評価と計画を行うこと等を提言している。また、金融庁が2024年11月に公表した「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討

会報告書」では、「優先度の高いシステムは、2030 年代半ばを目安に耐量子計算機暗号のアルゴリズムを利用可能な状態にすることが望ましい」との見解が示されている。FINMAは、本ガイダンスにおいて、すべての金融機関に対して遅くとも2027年半ばまでに移行に向けたロードマップの策定を求めており、同国の金融機関による取組みは、日本の金融機関にとっても参考となり得るものとなるものと思料される。

（参考）FINMA ‘FINMA guidance on quantum computing’

B: ESAs、金融機関に対してサイバー・リスクの強化を要請（7 月 31 日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、「フロンティアAIモデルから生じるICTリスクに対する、一貫した、リスクベースのアプローチに向けたステートメント」を発出した。同ステートメントは、欧州システミック・リスク委員会（ESRB）が2026年7月7日に発出した「フロンティアAIモデルがもたらすサイバー・リスクにかかる警告」¹を踏まえたものである。同ステートメントにおいて示された「リスクの低減のための施策と行動の事例」の概要は以下のとおり。

領域	施策	検討できる行動
リスクの予防	開発、実装およびオペレーションのワークフローにおける自動化されたセキュリティ・コントロールの実施	講じることができる措置は、自動脆弱性スキャンやパッチ管理からDevSecOpsまで、多岐に渡る。
	セキュア・バイ・デザイン（security and resilience by design）原則の適用	重要なシステムやネットワーク・セグメンテーションに、セキュア・バイ・デザイン原則や脅威モデリングを適用する。
	ソース・コードの機密性の保護	独自のソース・コードと重要な構成の機密性を保護する。
	アタック・サーフェスの低減	インベントリ管理やAIドリブンのアタック・サーフェス管理等により、不要なエクスポージャーを除去し、セグメンテーションを徹底し、また、レガシー・システムを廃止する。
	パッチ適用の自動化	高リスクなシステムについて、すべての環境下において、パッチ適用を自動化する。
	サプライ・チェーン全体に対するサイバーセキュリティ基準の適用	ソフトウェア、ハードウェアのプロバイダーやオープンソース・コミュニティを含むサプライ・チェーン全体について、サイバーセキュリティ基準を評価し、モニターし、適用する。
検知	継続的な脆弱性スキャンとモニタリングの実施	金融機関のリスク・プロファイルと整合した頻度で、脆弱性スキャンとモニタリングを継続的に実施する。
	包括的なロギングと行動モニタリングの実施	包括的なロギングと行動モニタリングを実施する。
リスク管理とオペレーショナル・レジ	インシデント報告と事業継続プロセスの枠組みのアップデート	インシデント報告および事業継続プロセスの枠組みを更新し、定期的にテストする。また、データのバックアップの強固な

¹ 同警告の概要は、「[保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 73, 2026 年 7 月～8 月）](#)」記事 C を参照。

リエンス		ケイパビリティを確保する。
	オペレーショナル・レジリエンスのテスト	AIを活用したサイバー攻撃を想定したオペレーショナル・レジリエンス・テストを実施する。
	すべてのICTインフラストラクチャーの依存関係の特定とモニタリング	すべてのICTシステムの依存関係を特定し、モニタリングし、その重要性やリスクを評価する。
	自動化されたリスクのモニタリングとエスカレーションの手順の導入	より自動化されたモニタリングのプロセスを採用し、また、より迅速で柔軟なエスカレーションの手順を定める。

インプリケーション：フロンティアAIがもたらし得るサイバー・リスクの脅威等については、例えば、金融庁は2026年5月、「フロンティアAIによる脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応」にかかる要請を発出しているなど、複数の国・地域における監督当局が、金融機関に対してサイバーセキュリティの強化を求めている。ESAsが発出した本ステートメントは、金融機関が検討し得る施策を提示しており、その意味で、日本の金融機関にとっても参照する余地があるものと考えられる。

（参考）EIOPA ‘EBA, EIOPA and ESMA call for enhanced governance and consistent supervision to mitigate ICT risks from frontier AI models in the EU financial sector’

C: 豪 ASIC、自動車保険の保険料にかかるレポートを公表（8月11日）

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、保険会社による保険料の設定と情報の開示の実態を調査し、その結果をまとめたレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

背景	2024年から2025年にかけて自動車保険の保険料は8%上昇しており、そのことは、2019年から2024年にかけて総合補償自動車保険（comprehensive motor vehicle insurance）にかかるコストが42%超増加していることと関係している。 - ASICの紛争解決のデータによると、2024年7月から2025年6月にかけて、金融セクターで最も多く（37%。前年から4ポイント増加。）苦情を受けた金融商品は損害保険であった。そのうち56%が総合補償自動車保険にかかるものであり、その中でも最も多い苦情が保険料にかかるものであった。
調査対象等	- 上記の背景を踏まえ、ASICは、保険会社が消費者に提供した文書の分析、および、消費者を対象とするサーベイにより、自動車保険の保険料にかかる調査を実施した。 - 調査の対象となったのは、損害保険会社5社の8ブランド（オーストラリアの個人向け自動車保険の市場の約72%を占める。）。 - 本調査のフォーカス領域は、保険料の変更にかかる開示である。それには、前年の保険料との比較の提示方法、比較において用いられた指標、それらの指標と実際に支払われた保険金との関係、前年の更新時の文書が含まれる。
主な発見事項	- 更新に対する消費者の反応 - 大半（67%）の消費者は、同じ保険会社で同じ種類の商品で更新している。そのうち、40%の者は、更新の前に他の保険会社に見積りをとっていない。

	• 消費者の意思決定のドライバー - 保険料は、消費者の意思決定にとって最も重要な要素である。回答者の約4割は、保険料の上昇について説明を受けているものの、その説明は、コストの増加といった一般的なものが大半であった。 - 更新の通知や見積りは、消費者にとって重要な文書であるものの、消費者はそれらを読み込んでいない。 • 消費者のエンゲージメント - 回答者の多く（約7割）は、保険料の上昇について保険会社に説明を求めたとしても保険料は変わらないと考えており、保険会社にコンタクトしていない。 • 保険会社との交渉 - 消費者の約3割のみが、保険料について保険会社と交渉している。そのうち3割が、保険料の減額を実現できた。 • 保険料に影響を与える主要な要因の説明 - すべての保険会社は、見積り保険料を明示的に開示している。他方で、その計算に影響を与えた主要な要因を説明している保険会社はいなかった。 • 分割払いのコストの開示 - ほとんどの保険会社は、月次の分割払いの保険料の合計が年次の一括払いの保険料より高くなるよう設定している。他方で、ほとんどの保険会社は、その差（10～20％程度）を明確に説明していない。 • 保険料の上昇にかかる説明 - 対象保険会社のうち2社は、更新の通知において、保険料の上昇の理由を説明していない。他の6社は、一般的な説明を行うにとどまっている。
ASICの所感	• ASICは、消費者の混乱や苦情を低減するためには、保険会社と顧客との間の信頼を強固なものにするとともに、より透明で、十分な内容の（well-structured）開示資料が必要であると考えている。これによって、公正さと競争が改善される。

インプリケーション：損害保険料率算出機構は2026年5月、金融庁に対して、自動車保険の参考純率を平均14.4％引き上げるとする届出を行っているなど、複数の国・地域において、自動車保険の保険料の上昇が生じている。保険契約者の保護の観点からは、保険料（の値上げ）にかかる情報の提供が適切に行われることが重要であり、保険会社にはそのために適切な取組みを行うことが求められるものと考えられる。

（参考）ASIC ‘Consumers left in the dark about rising car insurance premiums, ASIC warns’

D: 星 MAS、金融機関のカルチャーの変革にかかる監督上の期待を公表（8月12日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、「実効的な改善と持続可能な変化のためのカルチャーのケイパビリティ」と題する監督上の文書（information paper）を公表した。同文書の主な内容は以下のとおり。

全体像	- 重大なリスク・イベントが繰り返し生じる場合、そのことは、基本的な行動のパターンやカルチャーのドライバーの存在を示している可能性がある。したがって、方針、手順もしくは組織の構造の変更を超えた改善が必要とされる。 - 本文書は、より実効的で永続的な改善をサポートするためのカルチャーのケイパビリティを金融機関がどのように構築し得るかを示すものである。
カルチャーの変化の牽引	- ケイパビリティ1：取締役会と上級経営陣の実効的なリーダーシップを構築し、望ましいカルチャーを推進し、持続するために監督する。 - 戦略的な方向とトップからの発信（tone from the top）：取締役会と上級経営陣は、望ましいカルチャーを明確に定義し、変化のための行動のアプローチ、設計および実践について積極的にガイダンスを提供することにより、方向性を定める上で重要な役割を果たす。実効的なカルチャーの変化は、取締役会と上級経営陣が、組織を通じて明確で一貫した発信を行い、また、望ましい行動をモデル化している場合に強固なものとなる。 - オーナーシップと理解：実効的なカルチャーの変化は、取締役会と上級経営陣がカルチャーの変化にオーナーシップを持っていることを示している場合に、より実現しやすい。監督（oversight）と運営（steering）は、取締役会と上級経営陣が、行動のパターン、カルチャーのドライバー、および、それらがリスクや重大なリスク・イベントの頻発にどのように関係しているかを十分に理解している場合に、強固なものとなる。 - リソースと独立性：カルチャーの変化のための努力は、金融機関が3線に十分なリソースを配賦している場合に持続しやすくなる。カルチャーの評価と検証を行う者は、十分な独立性と適切な知見を有する場合、その役割と責任をより実効的に果たす。 - レポーティングとエスカレーション：定期的で能動的なレポーティングのための明確なプロセスは、望ましいカルチャーと実効的なガバナンスをサポートするために必要とされる変化のための努力にかかる透明性を維持する助けとなる。実効的な監督は、取締役会と上級経営陣がアップデートを批判的にレビューし、主要な決定に能動的に参加する場合、より強固なものとなる。
真因分析	- ケイパビリティ2：繰り返し生じる重大なリスク・イベントの根底にある行動のパターンとカルチャーのドライバーを特定するため、エビデンス・ベースのしっかりとした真因分析を行う。 - スコープとカバレッジ：十分な範囲の真因分析は、一般的に、繰り返し生じる重大なリスク・イベントの根底にある関係する行動のパターンとカルチャーのドライバーを対象とする。 - 分析の深度と関連性：十分な真因分析は、カルチャーのドライバー、行動のパターンおよびアウトカム間の関係を明らかにすることができる。 - エビデンス・ベースの手法と結論：カルチャーの真因分析は、金融機関が、信頼できる結論や提言を引き出し、証明するため、複数のデータ・ソースや手法からのインサイトを利用している場合に、強力なものとなる。
カルチャーの施策	ケイパビリティ3：特定されたカルチャーのドライバーをターゲットとし、相互関連性に持続可能な形で対応する、一連の施策（interventions）を設ける。

	- 望ましい状態とのギャップの定義：実効的な施策は、現在と将来の望ましい状態とを明確に定義することによって強固なものとなる。 - カルチャーのドライバーに対応するための施策の定義：実効的な施策は、特定された個別のカルチャーのドライバーに直接焦点を当てたもので、かつ、全体として、有意なドライバーを適切にカバーするものである。
カルチャーのモニタリングと検証	• ケイパビリティ4：望ましいカルチャーに向けた実効的で持続可能な変化をモニターし、検証する。 - 実効的なモニタリングのプロセスには、一般的に、カルチャーの指標や評価を報告するための適切な頻度、カルチャーの脱線や変更管理のリスクをエスカレーションするための明確なプロトコル、追加的なモニタリングや評価を要する領域を決定するための閾値やトリガー等を含む。 - カルチャーの検証：良いカルチャーの検証のプログラムは、金融機関のカルチャーの変更のプログラムの独立した厳格な評価を行うための、明確に定義されたスコープを有している。

インプリケーション：本文書は、金融機関がカルチャーの変革を検討する上で参考とし得る、非常に有意義な文書であると考えられる。不祥事案が生じた際の真因分析の重要性を認識できていない、また、その手法を理解していない金融機関やその経営陣も数多く存在するものと推察され、したがって、特に、不祥事案を生じさせている金融機関には、深度ある真因の分析も含め、実効的で持続的な改善に向けて、経営陣や役職員の認識やケイパビリティの向上を図り、真因の解消に向けて取り組んで行くことが期待される。

（参考）MAS ‘Information Paper on Culture Capabilities for Effective Remediation and Sustainable Change’

E: バミューダ BMA、AI の利用にかかるガイダンス（案）を公表（8 月 14 日）

- バミューダ金融管理局（BMA）は、10月30日を期限として、「バミューダの金融サービスにおけるAIの責任ある利用」と題するガイダンス（案）を市中協議に付した。同ガイダンス（案）の主な内容は以下のとおり。

目的等	• 本ガイダンスは、金融機関がAIを開発し、調達し、実装し、もしくは、利用する際、現行の規制上の期待がどのように適用されるかを示すものである。 • 本ガイダンスは、プリンシプル・ベースで、テクノロジー・ニュートラルなものであり、また、新たな規制上の義務を設けるものではない。
スコープ	• 本ガイダンスは、金融機関が直接利用しているAI、および、サードパーティに提供される商品、サービス、システムもしくはプロセスに内在するAIに適用される。 • 監督上の対話と内部のガバナンスの目的のため、金融機関は、影響度が高いAIのユース・ケースと影響度が低いAIのユース・ケースとを区別することができる。前者は、意思決定、財務上のパフォーマンス、評価、プライシング、取引、保険引受、顧客に影響する意思決定に影響を与えるものを含む。 • 本ガイダンスにおいて、その中断（failure）や悪用（misuse）が、①消費者、顧客、投資家もしくは保険契約者のアウトカム、②市場の清廉性、プライシング、評価もしくは取引の決

	定、③金融サービスへのアクセスやリスク選択、④重要なビジネス・サービスの継続、⑤重要な財務、健全性、法務もしくは風評リスク、に影響を与えることが合理的に期待できる場合、そのAIのユース・ケースは重要（material）であると考えられる。
現行の規制上の枠組みとの関係	金融機関には、現行の取決めがAIのユース・ケースの重要なリスクに適切に対応している場合、AIを利用していることのみを理由として、AIのガバナンスの枠組みを新たに構築することは求められない。
ガバナンス	取締役会と上級経営陣は、AIの利用を、全体的なビジネス・モデル、戦略、リスク・プロファイル、リスク・アパタイト等の文脈で検討すべきである。
AIの特定、インベントリーおよび文書化	金融機関は、AIの利用にかかる透明性（visibility）を維持すべきである。それは、AIのインベントリーやレジスターによって達成され得る。そうしたインベントリー等は、金融機関のガバナンス、保証（assurance）、記録管理の取決めの中で維持されるべきである。
重要性とリスクの評価	AIのユース・ケースが重要である、もしくは、より高いリスクを生じさせる場合、金融機関は、それらのリスクが適切に特定され、評価され、管理され、モニターされていることを確保すべきである。
データ・ガバナンス	金融機関は、AI関連のデータのリスクを、その現行のデータ・ガバナンス、プライバシー、守秘義務、セキュリティ、外部委託および記録管理の取決めの中で考慮すべきである。その中では、データの倫理的な利用が勘案されるべきである。
検証、テスト、パフォーマンスの管理	金融機関は、AIのユース・ケースについて、検証（validation）、テストもしくはパフォーマンス・モニタリング（performance monitoring）の要否を検討すべきである。重要な、もしくは、高リスクのユース・ケースについては、実装前のテスト、利用の目的のレビュー、エスカレーションの取決め、利用の制限や一時停止について検討し得る。
変更管理と廃棄	金融機関は、AI関連のリスクを、その現行の変更管理、テクノロジー・リスク、外部委託、サイバーおよびオペレーショナル・レジリエンスにかかる取決めの中で考慮すべきである。重要な、もしくは、高リスクのユース・ケースについては、モデル、データ、プロバイダー、構成（configuration）、プロンプトの設計、情報のソース（retrieval source）等について検討し得る。
人による監督	金融機関は、AIシステムの人による監督（human oversight）の役割を、その現行のガバナンスや内部統制の枠組みの中で考慮すべきである。人による監督は、有意なチャレンジをすることができるべきである。
サイバーセキュリティとICTリスク	金融機関は、AI関連のリスクを、その現行のサイバー・リスク管理の枠組み（アセットの特定、脅威インテリジェンス、脆弱性の管理、アクセス管理、インシデント・レスポンス、サードパーティとの取決めを含む。）において考慮すべきである。金融機関は、現行のテクノロジー、情報セキュリティ、データ・ガバナンス、教育および利用規定（acceptable-use arrangements）を通じて、許可されていない、もしくは、管理されていないAIの利用を特定し、管理する方法を検討すべきである。
オペレーショナル・レジリエンス	AIが重要なビジネス・サービス、重要なオペレーションや機能を実質的にサポートしている場合、金融機関は、その現行のオペレーショナル・レジリエンス、事業継続、インシデント管理、外部委

とインシデントの管理	託の取決めの中で、関係するAIの依存関係と故障モード（failure modes）を考慮すべきである。
監督当局の関与	監督当局は、現行の監督上のプロセスを通じて、AIの利用を評価する。その一環として監督当局が提出を求める情報には、ガバナンスに関する文書、リスク・アパタイトとトレランス、取締役会もしくは委員会の文書および報告、インベントリー、マテリアリティおよびリスクの評価、選定の理由、データ・ガバナンスにかかる記録、検証とテストの結果等を含む。

インプリケーション：BMAは、追加的な規制を設けることなく、ガイダンスとして監督上の期待を表明することで、金融機関に対してAIガバナンスやリスク管理の強化を求めるアプローチを採択している。本ガイダンス（案）の内容は、概ね、国際的な基準の内容に近いものと思料される。

（参考）BMA ‘Consultation Paper - Guidance Note - The Responsible Use of Artificial Intelligence in Bermudas Financial Services Sector’

F: 豪 APRA、2026～2027 年の優先課題を公表（8 月 20 日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、監督上の優先課題等を示した2026～2027年のコーポレート・プランを公表した。同プランでは、①金融システムの安全性と安定性の維持、②コストとベネフィットの適切なバランスの確保、③APRAの組織の実効性の向上、の3つを戦略目標として掲げられている。このうち、①および②の主な内容は以下のとおり。

金融システムの安全性と安定性の維持	- AIおよびサイバー・リスクに対するオペレーショナル・レジリエンスの強化 - AIの責任ある利用：AIを利用している金融機関には、ガバナンス、リスク管理、オペレーショナル・レジリエンス、取締役会による監督を強化することが期待される。また、APRAは、AI関連のリスクに対する監督上のアプローチの開発を続ける。 - フロンティアAIと量子コンピューティングに起因するサイバー・リスク：金融機関には、AIを利用した（AI-enabled）サイバーの脅威に対するレジリエンスを強化し、また、オーストラリア通信電子局（Australian Signals Directorate）の提言に基づく耐量子計算機暗号にかかる移行計画を策定し、2028年末までにその実施を開始することが求められる。 - APRAは、引き続き、金融機関によるオペレーショナル・リスクの管理にかかる健全性基準（CPS 230）の遵守状況を確認する。また、APRAは、重要なサービス・プロバイダーのデータ収集を正式に行うことを計画している。 - 地政学リスクに対するレジリエンスの強化 - APRAは、2026～2027年において、金融機関による地政学リスクの管理について、より厳格な監督を行う。前半は危機対応に、後半は、政治的および人的リスクに焦点を当てる。 - 金融システムの強靱性の確保 - 銀行の中小企業向け融資および住宅ローンにかかる与信管理、ならびに、流動性リスクの管理のモニタリングを行う。また、ニュージーランド準備銀行と共同で、銀行のストレス・テストを実施する。
-------------------	--

	- APRAは、金融機関の事業継続計画のモニタリングに焦点を当てる。
コストとベネフィットの適切なバランスの確保	• 金融セクター全般 - ガバナンス：APRAは、2026年にガバナンスにかかる新たな規制を導入し、2028年の施行を目指す。 - 金融機関の説明責任の制度（financial accountability regime：FAR）：APRAとASICは、2026年にFARにかかる規制の改正案を共同で市中協議に付す。同改正案は、管理上の負担を軽減すること等を目的とするもの。 • 保険セクター（※保険セクター固有の施策への言及は無い。）

インプリケーション：AIおよびサイバー・リスク、地政学リスク、ならびに、金融機関のリスク管理の3つが優先課題として取り上げられており、そのいずれもが日本の金融セクターにおける優先課題と概ね一致するものと考えられる。また、耐量子計算機暗号への移行計画について、2028年が目途として言及されていることは注目に値する。

（参考）APRA ‘APRA publishes 2026-27 Corporate Plan’

G: バミューダ BMA、保険グループの監督にかかる規制の強化を提案（8月21日）

- バミューダ金融管理局（BMA）は、9月30日を期限として、国際的に活動する保険グループの監督にかかる規則（案）を市中協議に付した。同規則（案）の主な内容は以下のとおり。

目的	• 本規則（案）は、保険監督者国際機構（IAIS）が策定した国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（ComFrame）における定性的な監督上の要件（特に、ガバナンス、ERM、グループ監督のプロセス）を国内の法規制に取り込むことを目的とするもの。なお、ComFrameにおける保険資本基準（ICS）および破綻処理の枠組みについては、別途対応する予定である。
コーポレート・ガバナンス	• IAIGの最終親会社（Head of IAIG）は、BMAに対して、グループにかかる情報（財務および非財務の相互関連性（グループ内取引や役員の兼務等）にかかる情報、非連結のエンティティにかかる情報、各法人およびビジネス・ラインのグループ内における重要性にかかる情報等）を提供しなければならない。 • IAIGの最終親会社は、グループ内のエンティティ間における利益相反にグループ・レベルで対応するための方針およびプロセスを設けなければならない。
リスク管理と内部統制	• IAIGの最終親会社は、グループのリスク管理のシステムをグループ内のすべての階層において実装し、また、それらのシステムを、少なくとも年に一度、レビューしなければならない。さらに、IAIGの親会社は、グループの内部統制のシステムを、少なくとも年に一度、検証し、独立的に評価しなければならない。 • IAIGの最終親会社は、グループのコントロール機能（リスク管理機能、コンプライアンス機能、保険数理機能等）の役割と責任を明確に定義するとともに、それらの機能が子会社における機能の責任と重複し、あるいは、子会社における機能の責任を制限しないよう確保しなければならない。

	IAIGの最終親会社は、サービス・プロバイダーのデュー・ディリジェンスの実施にかかる役割を有する。また、IAIGの最終親会社は、グループの外部委託の方針が適切に実践されていることを確保しなければならない。
ERM	- IAIGの最終親会社は、グループ・レベルでの実効的なERMの枠組みを有しており、また、その枠組みがグループ内で適切かつ一貫して適用されていることを確保しなければならない。グループのERMの枠組みは、少なくとも3年に一度、独立したレビューを受けなければならない。 - IAIGの最終親会社は、ERMの枠組みの一環として、再保険およびその他のリスク移転のための戦略を有していなければならない。その戦略は、リスクと資本管理の相互関係、リスク・アパタイトとの関係、再保険会社の信用リスクへのアパタイト、グループ・レベルでの再保険のエクスポージャーの管理等を含むものでなければならない。 - IAIGの最終親会社は、グループ内取引とそのエクスポージャーの管理にかかる定性的および定量的な閾値や統制を整備しなければならない。IAIGの最終親会社は、重要なグループ内取引もしくは重要なグループ内のリスクの集中について、BMAに通知しなければならない。
流動性リスクの管理	- IAIGの最終親会社は、甚大ではあるものの生じ得る流動性のストレス・シナリオに対するレジリエンスを、グループ・レベルで、また、重要である場合には個社レベルで、それぞれ評価しなければならない。 - IAIGの最終親会社は、流動性リスクの管理の枠組みが流動性のリソースの利用可能性（availability）と有用性（usability）を勘案していることを確保しなければならない。 - IAIGの最終親会社は、適切なコンティンジェンシー・ファンディングの取決めが設けられていることを確保しなければならない。
危機管理	BMAは、IAIGについて危機管理グループ（CMG）を設置することができる。

インプリケーション：バミューダは、同国の保険グループ監督にかかる監督の枠組みを国際的な枠組みと整合させるための取り組みを行っており、本規則（案）の作成は、その取り組みの一環として行われているものである。監督の枠組みの構築のみならず、実効的な監督が行われることが期待される。

（参考）BMA ‘Consultation Paper - Proposed Insurance (Internationally Active Insurance Group Supervision) Rules 2026’

H: EC、EIOPA に対して改正保険募集指令にかかる助言を要請（8月24日）

- 欧州委員会（EC）は、欧州保険・年金監督局（EIOPA）に対して、2027年10月1日までに、個人投資戦略（Retail Investment Strategy：RIS）の文脈において、保険募集指令（IDD）の下で委任法（delegated acts）の内容にかかる技術的な助言を行うことを要請した。同要請の概要は以下のとおり。

背景	- ECは2023年5月、個人投資家の資本市場への参加を促すことを目的として、個人投資戦略（RIS）を採択した。 - RISは、①欧州第2次金融商品市場指令（MiFID II）、保険募集指令（IDD）、譲渡可能証券の集団投資事業指令（UCITS）、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（AIFMD）およびソルベンシーII指令をそれぞれ改正するオムニバス指令、②パッケージ型のリ
-----------	---

	テールおよび保険ベースの投資商品（PRIIPs）規則を改正する規則、のそれぞれの法案を含むものである。それらの法案の内容は2026年6月にほぼ確定しており、2027年1月に官報に掲載される予定である。なお、欧州連合（EU）メンバー国は、2029年7月から改正後の法令を適用する必要がある。 • 本要請は、IDDの改正案に関するものである。
助言の対象	• 商品の監督とガバナンス（Product Oversight and Governance）における保険料に見合う価値（Value for money：VfM） - オムニバス指令は、保険ベースの投資商品の開発者（manufacturers）および販売者（distributors）に対して、自身が開発もしくは販売するそれらの保険商品のVfMを評価することを求める。それによって、IDDにおける商品のガバナンスの枠組みが強化される。 - EIOPAには、保険ベースの投資商品のコストと手数料（charges）の適切性を評価するための閾値等を提案することが期待される。 • 誘引（inducements） - IDDは、独立的な立場で保険ベースの投資商品を販売する保険仲介者が誘引を受領もしくは保持することを禁止する規則を強化している。非独立的な立場での助言については、オムニバス指令は、手数料（feesおよびcommissions）や非金銭的な便益が顧客の最善の利益のために行動するという保険会社や保険仲介者の義務を損なうことが無いよう、新たに「誘引テスト」を導入している。 - EIOPAには、誘引の受領や保持の適切性の評価にかかる閾値等を検討することが期待される。 • 適合性と適切性の評価 - オムニバス指令は、保険ベースの投資商品を販売する保険会社や保険仲介者が適合性と適切性の評価を行うこと等を義務付けている。また、同指令は、複雑でない保険ベースの投資商品についてのみ、適合性の評価のために必要な情報を顧客から得ることなく「簡素な助言（simple advice）」を行うことを認めている。 - EIOPAには、保険会社や保険仲介者が適合性や適切性の評価を行う際に顧客から収集すべき情報や「複雑でない保険ベースの投資商品」を特定する閾値にかかる助言等を行うことが期待される。 • マーケティングのコミュニケーション - 保険ベースの投資商品にかかるマーケティングのコミュニケーションに関する改正後の規則は、デジタル・チャネルの利用によってもたらされるリスクに対応するための新たな要件を設けるとともに、マーケティングのコミュニケーションのために販売者、ソーシャル・メディア、インフルエンサー等のサードパーティを利用する際の保険会社や保険仲介者の責任を強化している。 - EIOPAには、マーケティングのコミュニケーションにおいて開示される商品の重要な特性や遵

	守すべき条件等について助言することが期待されている。
--	----------------------------

インプリケーション：本要請を受けて行うEIOPAの助言やその後の規制の策定に向けた検討は、日本における商品の監督とガバナンスにかかる規制・監督がより実効的なものとなる上で、参考にし得るものと考えられる。

（参考）EIOPA ‘EU Commission request for EIOPA’s technical advice on the content of Delegated acts under the IDD in the context of the Retail Investment Strategy (RIS)’

I: EBA、オペレーショナル・リスクにかかる監督基準（案）を公表（8月26日）

- 欧州銀行監督局（EBA）は、12月31日を期限として、オペレーショナル・リスク管理にかかる規制上の技術的な基準（RTS）（案）を市中協議に付した。同基準（案）は、欧州資本要件規則（CRR）第323条（オペレーショナル・リスク管理の枠組み）第2項に基づくもの。同基準（案）の主な内容は以下のとおり。

リスク管理の枠組み	- 銀行は、全体的なリスク管理の枠組みに完全に統合された、組織としてのオペレーショナル・リスクの管理の枠組みを構築し、実施しなければならない。 - 銀行の経営機関（management body）は、オペレーショナル・リスクの管理の枠組みを承認し、オペレーショナル・リスクのアパタイトを少なくとも年に一度定義・承認し、オペレーショナル・リスクのプロファイルが設定したリスク・アパタイトにおさまっていることをモニターしなければならない。 - 金融機関は、事業規模指標（business indicator）が7.5億ユーロ兆の大規模な金融機関については、少なくとも年に一度、それ以外の金融機関については、少なくとも2年に一度、オペレーショナル・リスクの管理の枠組みの実効性を評価しなければならない。
枠組みの文書化	- 金融機関は、オペレーショナル・リスクの管理の枠組みにかかる文書の品質を確保するための方針を定めなければならない。 - オペレーショナル・リスクの管理の枠組みの文書には、①オペレーショナル・リスクの管理のためのガバナンス構造、②オペレーショナル・リスクの管理に関連する方針や手順、③オペレーショナル・リスクの管理における3線それぞれの役割、④オペレーショナル・リスクにかかるリスク・アパタイトとリスクの低減のための戦略、⑤リスク管理のプロセスにかかる独立したレビュー、等にかかる記述が含まれていなければならない。
リスク評価の制度	- 金融機関は、オペレーショナル・リスクの包括的な特定と評価のための実効的なプロセスと手順（大規模な金融機関については、年間のオペレーショナル・リスクの損失の計算を含む。）を実施し、維持しなければならない。 - 金融機関は、オペレーショナル・リスクにかかるシナリオ分析とストレス・テストを実施しなければならない。
データ、情報およびタクソミー	金融機関は、オペレーショナル・リスクにかかるデータを収集し、記録し、保存し、集計し、分析し、また、オペレーショナル・リスクのエクスポージャーの変化を示し得る内外の要因をモニターするためのプロセスと手順を構築しなければならない。大規模な金融機関については、それらのデータや要因には、①2万ユーロ未満のオペレーショナル・リスクの損失にかかるデータ、②損失の影響が無いインシデントやニアミス、③シナリオ分析やストレス・テストの結果、④リスクと統制の評価の結果、⑤主要なリスク指標と統制指標、等の要素を含んでいなければならない。

	金融機関は、オペレーショナル・リスクのタクソミーを作成し、維持するための手順を構築し、維持しなければならない。
レポート	経営機能の経営機関（management body）は、大規模な金融機関については、少なくとも四半期に一度、それ以外の金融機関については、少なくとも1年に一度、オペレーショナル・リスクにかかる情報を受領し、また、それを監督機能の経営機関に報告しなければならない。
監査機能	金融機関は、自身の監査機能がオペレーショナル・リスク管理のプロセスとオペレーショナル・リスクの評価システムの信頼性と実効性を評価し、確認することを確保しなければならない。

インプリケーション：本監督基準（案）は、日本の金融機関がそのオペレーショナル・リスクの管理の高度化を図る上で、参考にし得るものであると考えられる。

（参考）EBA ‘The EBA consults on draft technical standards on institutions’ operational risk management’

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi

パートナー

ファイナンシャルサービスーズ

リスクアドバイザリー

合同会社デロイトトーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<https://www.bsigroup.com/clientDirectory>